

お知らせ

INFORMATION

ケーブルテレビ
さゆりチャンネル
5月の放送案内

◆にしあいづニュースワイド

町内の話題やお知らせを放送します

(平日・午後6時30分〜ほか)
※皆さんからの情報やマイビデオをお待ちしています。みんなの掲示板やコマージュナル(有料)も随時受け付けています。

〈問い合わせ先〉

(二社)西会津ケーブルネット
☎45-4461



農作業中の事故に注意

毎年、小型・大型特殊自動車(農耕作業車)の死亡事故が発生しています。死亡事故が一番多いのは、乗用トラクターの転倒事故です。

農耕作業車を運転する際は次のことを心掛けましょう。
◎安全キャブ・安全フレームを付けましょう。
◎車両点検・修理をしてから作業しましょう。

◎危険箇所を確認し、注意標識などを付けましょう。
◎慌てず、焦らず、気を抜かず作業しましょう。

このほか、トラクターにロータリーなどのアタッチメントを装着する場合、車幅をよく確認し、対向車との接触事故防止に努めてください。また、装着したまま路上を走行する場合はロータリーを停止させて走行しましょう。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 農政係
☎45-4531

クマに注意

冬が明け、クマがエサを求めて活発に活動する時期になりました。未利用果樹木の枝払いや伐採、生ごみや収穫しない農作物の適切な処分を行い、クマなどの鳥獣を寄せにくい環境作りを心掛けましょう。



◎クマの出没状況を確認してから行動しましょう。もしクマに遭遇した場合は、大声を上げたり背中を向けて逃げたりせず、落ち着いて行動しましょう。

◎クマ鈴、笛、ラジオなど大きな音が出るものを身に付けて、クマに自分の存在を知らせましょう。

◎早朝や夕方、悪天候の日は特に注意しましょう。

◎子グマを見かけたら引き返しましょう。親グマが近くにいた可能性もあります。

◎通い慣れた里山でも、十分注意しましょう。

◎山菜採りは周囲を確認しながら行い、クマの足跡やフ

ンを見つけたら引き返しましょう。

※クマを見かけた場合は、時間や場所、頭数などの連絡を左記までお願いします。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 林政係
☎45-4531

国保の手続きは済んでいますか？

職場の健康保険に加入または脱退した時は、14日以内に国保の変更手続きを行ってください。手続きは同世帯の家族でも可能です。

◆手続きが遅れると…

国保税が請求され続けたら、一度に納める税額が高額になる場合があります。また、国保の資格喪失後に誤って国保の保険証で医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を返還する必要があります。可能性があります。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 国保係
☎45-4532

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

有料広告を募集しています

紙面に掲載する有料広告を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

- ◆大きさ 1 枠当たり縦 4.0 cm × 横 8.5 cm
- ◆掲載料 1 枠当たり 5,000 円 / 月

〈問い合わせ先〉

企画情報課 広報広聴係 ☎45-4536



町内各所で開催 気軽にお越しください 春の行政相談・人権相談を行います

毎年5月は「福島さわやか行政相談キャンペーン」期間です。町では、次の日程で特設行政相談所を開設し、役所や特殊法人などの仕事に対する苦情や意見、要望の相談に応じます。併せて、さまざまな人権問題に関する相談に応じる特設人権相談所も開設します。相談は無料で、秘密は固く守られます。この機会にぜひ相談ください。

◆行政相談員

田崎 宗作さん（小杉山）

◆人権相談員

長谷川 成博さん（梨平）

貝沼 利則さん（呼賀）

長澤 文子さん（芝草）



◆開催日時・会場（6月3日は人権相談のみ）

5月8日（水）

午前9時30分～正午 新郷連絡所
午後1時～3時30分 奥川みらい交流館

5月9日（木）

午前9時30分～正午 保健センター
午後1時～3時30分 町役場（第1委員会室）

6月3日（月）

午前10時～午後3時 町公民館

〈問い合わせ先〉

◎行政相談について

総務課 行政管理係 ☎45-2211

◎人権相談について

町民税務課 町民生活係 ☎45-2215

小・中・高校生の皆さんへ

英語検定料補助 のお知らせ

◆対象者

- 西会津小（5～6年）・中学校の児童生徒
- 町内在住で、町外の中学校に通学している生徒
- 町内在住の高校生

◆申請時に必要な書類

- 西会津町英語検定料補助金交付申請（請求）書兼実績報告書
 - 試験結果通知のコピー（受験者と級が分かる部分）
- ※西会津小・中学校の児童生徒は、申込時に受け取る領収書でも可。

町では、児童生徒の英語力向上と主体的な学びを応援します！受験日や会場は問いません。補助を活用して、英語検定にチャレンジしてみませんか？詳細は下記担当に問い合わせるか、町ホームページで確認してください。

〈申請・問い合わせ先〉

学校教育課 学校支援係 ☎45-2216



▲ホームページ

◆補助金の交付額

日本英語検定協会が定める検定料を全額補助します。（申請は年度ごとに1回まで）

◆申請の流れ

- ①英語検定を受験（申込みは各自）
- ②交付申請書と添付書類を以下の提出先へ提出
 - ・西会津小・中学校の児童生徒…各学校
 - ・上記以外の申請者…町教育委員会学校教育課
- ③町より指定した口座へ補助金の振込み

福島レッドホープス 公式戦を開催！

福島レッドホープスの公式戦が、今年もさゆり公園福島レッドホープス西会津球場で開催されます。



◆日時

5月2日（木）・3日（金・祝）
午前11時～開場
午後1時～試合開始予定

◆対戦相手

埼玉武蔵ヒートベアーズ

◆前売券販売

イープラス・ファミリーマート、にしいづ観光交流協会

◆問い合わせ先

商工観光課 商工観光係
☎45-2213

西会津町生活 支援商品券の 受領について

町では、商品券の第7弾として、3月中旬より町民1人当たり5000円の商品券を

配付しました。

長期間不在や、居住不明などの人については、町役場商工観光課でお預かりしています。該当者には町役場から通知を送付していますので、左記のとおり早めに受領するようお願いいたします。

◆対象者

令和6年2月1日時点で町に住民票がある人

◆持参するもの

- ・来庁者の身分証明書（運転免許証・健康保険証など）
- ・印鑑
- ・受領証

- ・委任状（代理人の場合のみ、本人と代理人の押印必要）

◆受領場所

町役場商工観光課窓口
午前8時30分～午後5時15分
（土日祝日を除く）

◆受領期間

6月21日（金）まで
※商品券の利用期限は令和6年6月末です。

◆問い合わせ先

商工観光課 商工観光係
☎45-2213

水道メーター器の 交換作業について

町内に設置している水道メーター器の一部が検定満了となることから、5月から11月にかけて町の委託業者がメーター器の交換作業を行います。対象となる自宅に訪問し、敷地内で作業を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。



◆お願い

- 交換作業中は5～10分程度の断水にご協力をお願いします。
- 作業期間中はメーター器周辺に物を置かないでください。
- メーター器の交換作業を行う業者は、腕章を付けて作業を行います。

◆問い合わせ先

建設水道課 上下水道係
☎45-4534

もう、ひとりで悩まない 「孤独・孤立 対策強化月間」

5月は「孤独・孤立対策強化月間」です。国では、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会の実現を目指し、さまざまな相談窓口を設けています。あなたはひとりではありません。あなたのための支援があります。気軽に相談していませんか。

◆電話での相談※毎日24時間対応

- #いのちSOS
☎0120-061-338
- よりそいホットライン
☎0120-279-226

◆LINEでの相談

- ▲自殺対策支援センターライフリンク
- ▲チャイルドライン支援センター

◆問い合わせ先

福祉介護課 福祉係
☎45-2214

喜多方税務署から のお知らせ

喜多方税務署では、給与支払者を対象に「令和6年分所得税の定額減税」の説明会を開催します。

◆日時 5月20日（月）

- 午前の部 午前10時～11時
- 午後の部 午後1時30分～2時30分

◆会場

喜多方プラザ文化センター

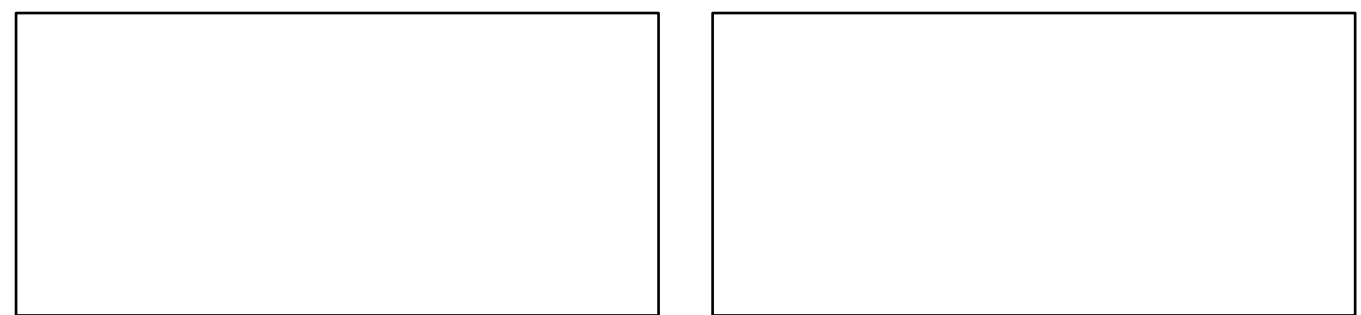
◆予約方法

説明会は事前予約制です。国税庁のLINE公式アカウントから予約してください。「友だち」追加はスマートフォンで左記のQRコードを読み取るか、LINEアプリ画面から「@kokuzei」と検索して追加してください。

◆問い合わせ先

喜多方税務署 調査部門
☎0241-24-5068

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。





【令和6年度版】住まいに関する補助制度のお知らせ

町では、移住・定住施策の一環として、住まいに関する補助制度を実施しています。補助を活用する場合は**事前に申請が必要**となります。詳しくは、商工観光課西会津のある暮らし相談室に気軽に問い合わせください。

町ホームページ▶



〈申請・問い合わせ先〉

商工観光課 西会津のある暮らし相談室

☎ 45-2213 メール iju@town.nishiaizu.fukushima.jp

■定住住宅整備費補助事業【45歳以下の町民向け】

メニュー	交付条件	補助基礎額 (A)	補助加算額 (B)	最大補助金
住宅の新築	工事費 500 万円以上	工事費の 10% 最大 50 万円	町内事業者施行で + 50 万円	A + B 100 万円
中古住宅の取得	取得費 200 万円以上	取得費の 10% 最大 50 万円	—	50 万円
住宅の増改築	工事費 100 万円以上	工事費の 10% 最大 15 万円	町内事業者施行で + 15 万円	A + B 30 万円

■来て「にしあいづ」住宅取得支援事業【移住者向け】※移住して5年以内の場合も対象

メニュー	交付条件	補助基礎額 (A)	補助加算額 (B)	最大補助金
住宅の新築	工事費 500 万円以上	工事費の 10% 最大 100 万円	45 歳以下で + 50 万円 町内事業者施工で + 50 万円	A + B 200 万円
中古住宅の取得	取得費 100 万円以上	取得費の 10% 最大 100 万円	45 歳以下で + 50 万円	A + B 150 万円

■移住促進改修費補助事業【移住者向け】※移住して5年以内の場合も対象

メニュー	交付条件	補助基礎額 (A)	補助加算額 (B)	最大補助金
住宅の改修	工事費 100 万円以上	工事費の 10% 最大 20 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク登録物件 ・45 歳以下 ・町内企業への就職 ・町内事業者施工 各 10 万円ずつ最大 3 件 30 万円	A + B 50 万円

■空き家整備費補助事業【売りたい貸したい空き家の所有者向け】

メニュー	交付条件	最大補助金
空き家の改修	工事費 40 万円以上	事業費の 1/2・ 上限 100 万円
空き家の登記・相続等	—	事業費の 1/2・ 上限 40 万円
空き家の清掃	—	事業費の 1/2・ 上限 20 万円